論点　級地の設定について

論点

■ 介護報酬は、介護サービスの内容や施設・事業所の所在する地域等を考慮しつつ、介護サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定されており、介護サービスの提供に要する費用の主たるものは人件費である。

■ 地域区分は、この人件費の地域差を反映する仕組みであり、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠して設定している。

■ 公務員の地域手当については、令和７年度から、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を７区分から５区分とする見直しが段階的に行われている。この公務員の地域手当の見直しを踏まえ、令和９年度以降の地域区分について、令和８年２月に市町村の意向を確認したところである。

■ 前回の地域区分の見直しは、平成26年人事院勧告において国家公務員の地域手当が見直されたことを踏まえ、この見直し内容に準拠する形で平成27年度介護報酬改定において対応したところであり、その際、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、経過措置を設けている。

■ こうしたことを踏まえ、令和９年度以降の地域区分の級地設定についてどのように考えるか。また、級地設定にあたり、経過措置や特例の取扱いについてどのように考えるか。

対応案

■ 地域区分の趣旨やこれまでの見直しの経緯を踏まえ、令和９年度以降の地域区分は、最新の民間賃金の状況を反映した国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠して級地設定することを原則としつつ、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、過去の見直し時と同様、市町村の意向を踏まえて、従前の上乗せ割合を維持することも可能な経過措置を講じることとしてはどうか。

■ 特例については、隣接した市町村との級地格差による人材確保への影響も踏まえる必要があり、級地区分の段階数が７区分から５区分になることから、現行の５級地差ルールの対象自治体がなくなるため、当該特例を見直してはどうか。具体的には、級地区分の段階数に応じた見直しとして３級地差ルールに見直すこととしてはどうか。その際、現行の４級地差ルールについては３級地差ルールで対応することとしてはどうか。

■ こうした特例見直し案を前提に、市町村の意向を再度確認した上で、令和９年度以降の地域区分を設定してはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.10 より抜粋

介護報酬の地域区分の見直しに係る意向の確認結果について

○　令和８年２月に各市町村に対して、令和９年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等の調査を実施。

○　当該調査は、令和９年度からの地域区分を提示したものではなく、令和９年度介護報酬改定に向けた地域区分の見直しを検討するために実施。

○　公務員の地域手当に準拠して地域区分の上乗せ割合を設定することについて、約９割の市町村が「意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠。現行の上乗せ割合と変わらない又は現行よりも上がる）」との回答であった。

自治体の回答内容	自治体数
意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行の上乗せ割合と変わらない））	1,088自治体（62.5%）
意向なし（令和６年人事院勧告等で示された公務員の地域手当に準拠（現行よりも上乗せ割合が上がる））	438自治体（25.2%）
現行と同じ上乗せ割合を希望（経過措置を希望）	140自治体（8.0%）
その他の回答	75自治体（4.3%）

※　「その他の回答」としては、公務員の地域手当と異なる割合を希望する自治体や現時点では未定と回答する自治体などがあった。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「地域区分」 p.9 より抜粋